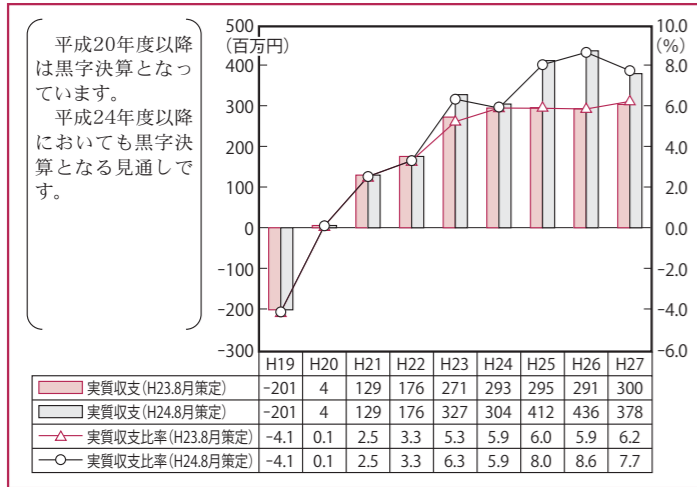


# 平成23年度 決算報告

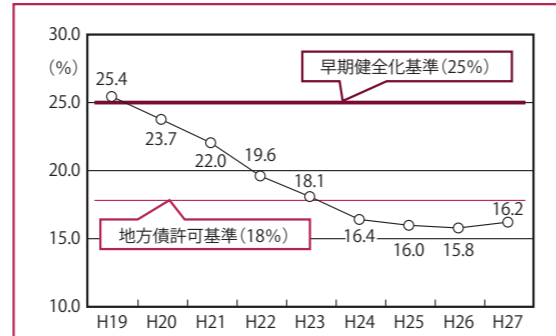
## 3 健全化判断比率改善への取り組み

### (1) 実質赤字比率



実質収支 ……歳入歳出差引額のこと  
 実質収支比率 ……歳入歳出差引額を標準財政規模(標準的な収入)で割った率のこと

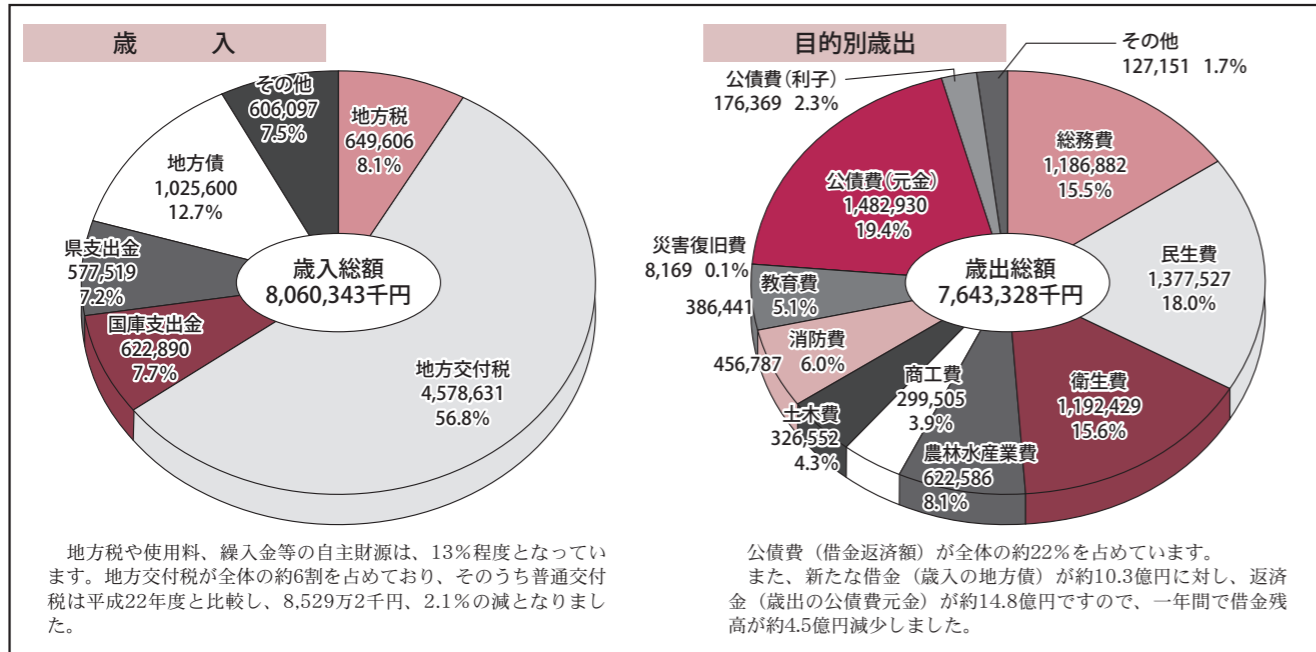
### (2) 実質公債費比率



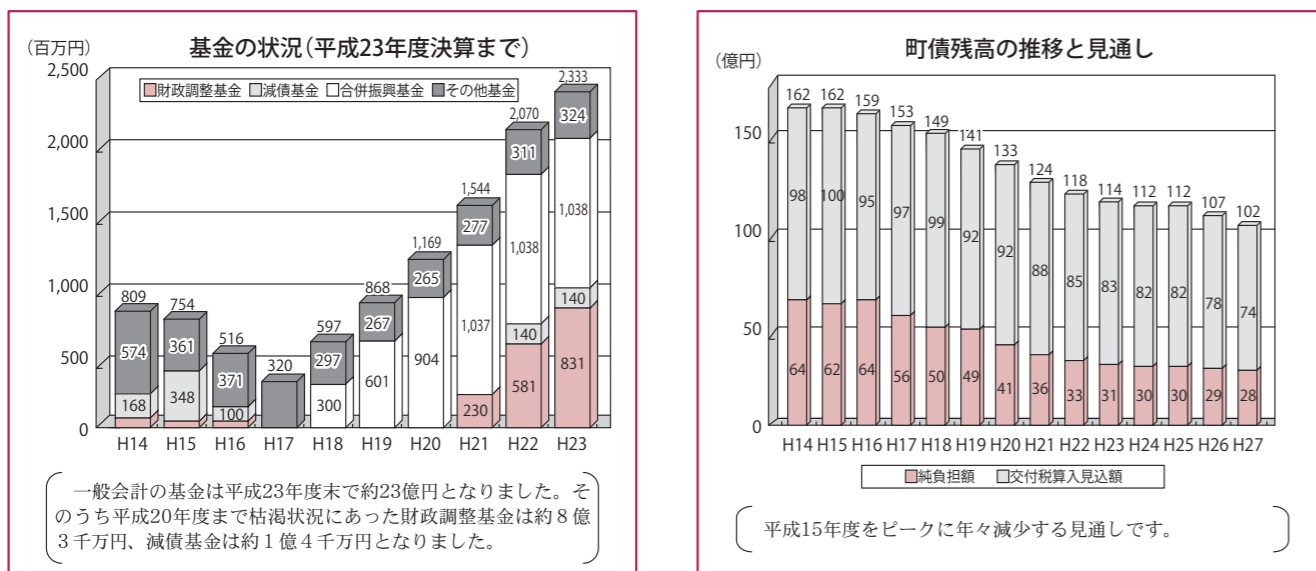
実質公債費比率改善のため、町では平成23年度に町債の繰上償還(7.764万4千円)を実施しました。公債費負担の軽減により、平成24年度以降は、県知事の許可や公債費負担適正化計画の策定が必要な地方債許可基準(18%)を下回る見込みです。

平成23年度の決算がまとまりましたので、その概要についてご紹介します。  
 一般会計においては、財政健全化策を継続した効果などにより、実質収支が3億2,747万5千円の黒字決算となりました。深浦地区・岩崎地区簡易水道事業特別会計については、平成24年4月1日から両会計を統合し、水道事業会計に移行したため、打ち切り決算による赤字を生じましたが、平成24年度で解消される見込みです。また、特別会計を含む全会計の実質収支についても、3億6,472万9千円の黒字となりました。  
 平成23年度決算に基づき算定した健全化判断比率については、すべての指標が早期健全化基準を下回りました。しかし、実質公債費比率については、依然として高い水準にあることから、更なる引下げを図る必要があります。  
 平成23年度は、新斎場「ふかうら斎苑」が完成し、小学校の給食施設整備を開始したほか、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金などを活用し、町の景気回復のため多くの事業を実施しましたが、歳入においては、地方交付税が歳入の大半を占めており、事業実施においては地方債(借金)に頼らざるを得ないなど自主財源に乏しく、歳出においては、町の借金の返済である公債費の割合が高く、弾力性に乏しい状況にあります。  
 町では、近年、健全化判断比率の改善、黒字額の増加など、一時的とはいえ財政状況は好転傾向にあります。国の政策の動向に十分留意し、今後も緩めることなく継続して行財政改革を推進し、更なる財政健全化を目指します。

## 4 普通会計決算の状況



## 5 一般会計の基金(貯金)と町債(借金)の残高の状況



## 1 平成23年度 深浦町決算総括表

会計名	歳入 A	歳出 B	形式収支 C (A-B)	翌年度繰越財源 D	実質収支 C-D
普通会計(一般会計)	8,060,343	7,643,328	417,015	89,540	327,475
特別会計					
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	1,792,476	1,780,369	12,107	0	12,107
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	135,406	133,809	1,597	0	1,597
後期高齢者医療特別会計	104,988	104,580	408	0	408
介護保険特別会計	1,282,142	1,251,247	30,895	0	30,895
訪問看護ステーション特別会計	27,040	16,313	10,727	0	10,727
深浦地区簡易水道事業特別会計	438,788	455,305	▲16,517	0	▲16,517
岩崎地区簡易水道事業特別会計	79,377	85,264	▲5,887	0	▲5,887
下水道事業特別会計	324,698	321,220	3,478	0	3,478
財産区特別会計	4,021	3,575	446	0	446
特別会計 合計	4,188,936	4,151,682	37,254	0	37,254
全会計 合計	12,249,279	11,795,010	454,269	89,540	364,729

## 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する指標について

指標名	算出方法	深浦町の比率 (H23決算)	上段: 早期健全化基準 下段: 財政再生基準
① 実質赤字比率	普通会計赤字額を標準財政規模で割って求めます。	黒字のため該当なし	14.89% 20.00%
② 連結実質赤字比率	財産区を除く連結実質収支合計を標準財政規模で割って求めます。	黒字のため該当なし	19.89% 30.00%
③ 実質公債費比率	年間の借金返済額等を標準財政規模等で割って算出した率の3カ年平均値。	18.1%	25.0% 35.0%
④ 将来負担比率	普通会計の起債残高、公営企業会計や一部事務組合の起債残高等、将来普通会計が負担すべき見込まれる額の合計を標準財政規模等で割って求めます。	113.7%	350.0% -

公営企業会計名	算出方法	深浦町の比率 (H23決算)	経営健全化基準
① 深浦地区簡易水道事業特別会計	公営企業会計の資金不足額を、事業の規模(主に料金収入)で割って求めます。	0.8%	20.0%
② 岩崎地区簡易水道事業特別会計	公営企業会計の資金不足額を、事業の規模(主に料金収入)で割って求めます。	資金不足なし	20.0%
③ 下水道事業特別会計	公営企業会計の資金不足額を、事業の規模(主に料金収入)で割って求めます。	資金不足なし	20.0%